

改 正 案	現 行
<p>(総トン数) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず第四百四十四条、第四百四十六條の十二から第四百四十六條の十六まで、第四百四十六條の二十から第四百四十六條の二十七まで、第四百四十六條の二十九から第四百四十六條の三十まで、第四百四十六條の四十三及び第四百四十六條の四十九の規定を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(適用免除)</p> <p>第五条 国際航海に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（第四百四十六條の三、第四百四十六條の十の二、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の三十八の四、第四百四十六條の三十九、第四百四十六條の五十、第四百八十三條の二第一項、第二百五五條の二、第二百十九條、第三百一条の二の二及び第八編の規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>(適用)</p> <p>第四百四十六條の二 非自航船については、この章の規定のうち第四百四十六條の七から第四百四十六條の十六まで、第四百四十六條の十八から第百</p>	<p>(総トン数) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず第四百四十四条、第四百四十六條の十二から第四百四十六條の十六まで、第四百四十六條の二十から第四百四十六條の二十七まで、第四百四十六條の二十九から第四百四十六條の三十まで及び第四百四十六條の四十三の規定を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(適用免除)</p> <p>第五条 国際航海に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（第四百四十六條の三、第四百四十六條の十の二、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の三十八の四、第四百四十六條の三十九、第四百四十六條の四十九、第四百八十三條の二第一項、第二百五五條の二、第二百十九條、第三百一条の二の二及び第八編の規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>(適用)</p> <p>第四百四十六條の二 非自航船については、この章の規定のうち第四百四十六條の七から第四百四十六條の十六まで、第四百四十六條の十八から第百</p>

四十六條の四十三まで及び第四百四十六條の四十八の二から第四百四十六條の五十までの規定（当該非自航船が人員を搭載するものであつて係留船以外のものである場合には、第四百四十六條の七、第四百四十六條の九、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の四十八の二及び第四百四十六條の五十の規定を除く。）は、適用しない。

（船橋航海当直警報装置）

第四百四十六條の四十九 國際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。以下この条において同じ。）を除く。）及び國際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶（二時間限定沿海船等並びに同項第一号及び第二号の船舶を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 総トン数一五〇トン未満の旅客船（二時間限定沿海船等を除く。）

、國際航海に従事しない総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶（二時間限定沿海船等並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶を除く。）並びに総トン数一五〇トン以上の同項第一号及び第二号の船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（予備の部品等の備付け）

第四百四十六條の五十（略）

（非常電源）

四十六條の四十三まで、第四百四十六條の四十八の二及び第四百四十六條の四十九の規定（当該非自航船が人員を搭載するものであつて係留船以外のものである場合には、第四百四十六條の七、第四百四十六條の九、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の四十八の二及び第四百四十六條の四十九の規定を除く。）は、適用しない。

（新設）

（予備の部品等の備付け）

第四百四十六條の四十九（略）

（非常電源）

第二百九十九条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A2水域及びA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるとあり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならぬ。

一〇三十二 (略)

三十三 船橋航海当直警報装置

三十四〇四十一 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号から第三十七号までに掲げる設備に対しては三六時間、同項第三十八号に掲げる設備に対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、同項第三十九号及び第四十号に掲げる設備に対しては三〇分間、同項第四十一号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間以上給電することができるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 第一項の規定により備える非常電源は、主電源からの給電が停止したとき自動的に非常配電盤に接続し、かつ、第二項第一号から第十五号まで及び第三十九号に掲げる設備に対して自動的に給電できるものでなければならぬ。この場合において、当該非常電源が蓄電池であるときは、当該設備に対して直ちに給電を開始することができるものでなければならぬ。

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第十号から第三十三号までに掲げるものに限る。）への給電に関する

第二百九十九条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A2水域及びA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるとあり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならぬ。

一〇三十二 (略)

(新設)

三十三〇四十 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号から第三十六号までに掲げる設備に対しては三六時間、同項第三十七号に掲げる設備に対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、同項第三十八号及び第三十九号に掲げる設備に対しては三〇分間、第四十号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間以上給電することができるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 第一項の規定により備える非常電源は、主電源からの給電が停止したとき自動的に非常配電盤に接続し、かつ、第二項第一号から第十五号まで及び第三十八号に掲げる設備に対して自動的に給電できるものでなければならぬ。この場合において、当該非常電源が蓄電池であるときは、当該設備に対して直ちに給電を開始することができるものでなければならぬ。

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第十号から第三十二号までに掲げるものに限る。）への給電に関する

前三項の規定は、適用しない。

第三百条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号から第十三号まで、第十五号から第三十四号まで、第三十八号及び第四十一号に掲げる設備（旅客船以外の船舶（限定近海貨物船を除く。）にあつては同項第二号に掲げる設備、限定近海貨物船にあつては同項第二号、第五号から第十号まで、第十六号から第三十四号まで及び第三十八号に掲げる設備を除く。）

三〇四 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号に掲げる設備、同項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号及び第三十八号に掲げるもの以外のもの並びに第二項第四号に掲げる設備に対しては一八時間（同条第二項第四十一号に掲げるものに対しては管海官庁が指示する時間）、第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号に掲げるものに対しては三時間、同項第三十八号に掲げるものに対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、第二項第三号に掲げる設備に対しては三〇分間以上（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備に対して一二時間以上）給電することができるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 (略)

前三項の規定は、適用しない。

第三百条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号から第十三号まで、第十五号から第三十三号まで、第三十七号及び第四十号に掲げる設備（旅客船以外の船舶（限定近海貨物船を除く。）にあつては同項第二号に掲げる設備、限定近海貨物船にあつては同項第二号、第五号から第十号まで、第十六号から第三十三号まで及び第三十七号に掲げる設備を除く。）

三〇四 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号に掲げる設備、同項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号及び第三十七号に掲げるもの以外のもの並びに第二項第四号に掲げる設備に対しては一八時間（前条第二項第四十号に掲げるものに対しては管海官庁が指示する時間）、第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号に掲げるものに対しては三時間、同項第三十七号に掲げるものに対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、第二項第三号に掲げる設備に対しては三〇分間以上（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備に対して一二時間以上）給電することができるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 (略)

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が相当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第十号から第十三号まで及び第十五号から第三十三号までに掲げるもの並びに第二項第四号に掲げる設備に限る。）への給電に関する第二項から前項までの規定は、適用しない。

(臨時の非常電源)

第三百一条 (略)

2 前項の規定により備える蓄電池は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。ただし、係留船にあつては、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して差し支えないと認める場合は、第二号の要件を緩和することができる。

一 主電源又は非常電源からの給電が停止したとき、第二百九十九条第五項に規定する設備（同条第二項第五号から第九号までに掲げる設備を除く。）（同条第二項第三十九号に掲げる設備のうち水密戸開閉装置にあつては、船舶区画規程第五十二条第一項の電動開閉装置に限る。）に対して自動的に、かつ、直ちに給電を開始することができるものであること。

二〇三 (略)

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が相当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第十号から第十三号まで及び第十五号から第三十二号までに掲げるもの並びに第二項第四号に掲げる設備に限る。）への給電に関する第二項から前項までの規定は、適用しない。

(臨時の非常電源)

第三百一条 (略)

2 前項の規定により備える蓄電池は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。ただし、係留船にあつては、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して差し支えないと認める場合は、第二号の要件を緩和することができる。

一 主電源又は非常電源からの給電が停止したとき、第二百九十九条第五項に規定する設備（同条第二項第五号から第九号までに掲げる設備を除く。）（同条第二項第三十七号に掲げる設備のうち水密戸開閉装置にあつては、船舶区画規程第五十二条第一項の電動開閉装置に限る。）に対して自動的に、かつ、直ちに給電を開始することができるものであること。

二〇三 (略)



○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船橋航海当直警報装置の作動）</p> <p>第三条の十八 船舶設備規程第四百四十六条の四十九の規定により船橋航海当直警報装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておかなければならない。</p> <p>第三条の十九～第三条の二十一（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第三条の十八～第三条の二十（略）</p>

○船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（資料の供与等）  
 第五十一条（略）  
 2～6（略）  
 7 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号及び第四号から第七号までの資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。  
 8～9（並）

（資料の供与等）  
 第五十一条（略）  
 2～6（略）  
 7 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第五号、第六号及び第七号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。  
 8～9（並）

別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）

別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）

製造に係る予備検査		(略)	
喫水計測装置	1個につき	13,300円	(略)
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	27,500円	(略)
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	25,200円	(略)
航海用レーダー反射器	1個につき	1,450円	(略)
(略)		(略)	

製造に係る予備検査		(略)	
喫水計測装置	1個につき	13,300円	(略)
航海用レーダー反射器	1個につき	1,450円	(略)
(略)		(略)	

別表第1の2（第66条関係）

別表第1の2（第66条関係）

(略)		(略)	
製		製	

(略)		(略)	
製		製	

製造に係る予備検査	(略)	(略)
喫水計測装置	1個につき	13,100円
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	27,300円
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	25,000円
航海用レーザー反射器	1個につき	1,400円
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
喫水計測装置	1個につき	12,700円
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	26,300円
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	24,100円
航海用レーザー反射器	1個につき	1,400円
(略)	(略)	(略)

別表第2の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
喫水計測装置	1個につき	13,100円
航海用レーザー反射器	1個につき	1,400円
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
喫水計測装置	1個につき	12,700円
航海用レーザー反射器	1個につき	1,400円
(略)	(略)	(略)

別表第2の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)



係る予備検査		喫水計測装置	
第一種船舶航海当直警報装置	1個につき	12,500円	
第二種船舶航海当直警報装置	1個につき	26,100円	
航海用レーザー反射器	1個につき	23,900円	
(略)	1個につき	1,350円	
(略)			

係る予備検査		喫水計測装置	
航海用レーザー反射器	1個につき	12,500円	
(略)	1個につき	1,350円	
(略)			

○船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

株式会社		株式会社	
別表第一（第3条、第29条関係）			
型式承認及び検定	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)	
	(略)	(略)	
	水先人用はしご	89,200	1個につき 740
	第一種船舶航海当直警報装置	188,700	1個につき 3,450
	第二種船舶航海当直警報装置	126,600	1個につき 3,200
航海用レーダー反射器	49,200	1個につき 120	
(略)	(略)	(略)	
別表第一（第3条、第29条関係）			
型式承認及び検定	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)	
	(略)	(略)	
	水先人用はしご	89,000	1個につき 730
	第一種船舶航海当直警報装置	188,500	1個につき 3,400
	(略)	(略)	
別表第一の二（第29条関係）			
型式承認		検定	
(単位円)		(単位円)	
(略)		(略)	
水先人用はしご		89,000	
第一種船舶航海当直警報装置		188,500	
1個につき		730	
1個につき		3,400	

び 検 定	第二種船舶航海当直警報装置	126,400	1個につき	3,150
	航海用レーダー反射器	49,000	1個につき	110
	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検 定	(略)	(略)	(略)	(略)
	水先人用はしご	710	1個につき	710
	第一種船舶航海当直警報装置	3,300	1個につき	3,300
	第二種船舶航海当直警報装置	3,050	1個につき	3,050
	航海用レーダー反射器	110	1個につき	110
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第29条関係)

検 定	(略)	(略)	(略)	(略)
	水先人用はしご	700	1個につき	700
	第一種船舶航海当直警報装置	3,250	1個につき	3,250
	第二種船舶航海当直警報装置	3,000	1個につき	3,000
	航海用レーダー反射器	110	1個につき	110

び 検 定	航海用レーダー反射器	49,000	1個につき	110
	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検 定	(略)	(略)	(略)	(略)
	水先人用はしご	710	1個につき	710
	航海用レーダー反射器	110	1個につき	110
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二の二 (第29条関係)

検 定	(略)	(略)	(略)	(略)
	水先人用はしご	700	1個につき	700
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	航海用レーダー反射器	110	1個につき	110

	(略)		(略)		(略)		(略)
--	-----	--	-----	--	-----	--	-----

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第六十二号）（附則第四条  
関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則 (施行期日)			
1 (略)			
(経過措置)			
2 この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。	2 この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。	(新設)	
旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶	以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶	
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	
総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	